

# 令和2年第2回臨時会

( 第1日 )

令和2年5月1日

令和2年第2回平川市議会臨時会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和2年5月1日（金）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 議案第62号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
議案第63号 令和2年度平川市一般会計補正予算（第4号）案  
議案第64号 令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第6 報告第2号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
  - ・専決第3号 平川市税条例の一部を改正する条例
  - ・専決第4号 平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
  - ・専決第5号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例報告第3号 専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて
  - ・専決第1号 令和元年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）
  - ・専決第6号 令和元年度平川市一般会計補正予算（第7号）
  - ・専決第7号 令和2年度平川市一般会計補正予算（第1号）
  - ・専決第8号 令和2年度平川市一般会計補正予算（第2号）
  - ・専決第9号 令和2年度平川市一般会計補正予算（第3号）報告第4号 専決処分した事項の報告について
  - ・専決第2号 損害賠償額の決定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳

13番 桑 田 公 憲  
14番 齋 藤 剛  
15番 工 藤 竹 雄  
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	柴 田 正 人
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	柴 田 博 明
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久世志
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	三 上 裕 樹
尾上総合支所長	小田桐 農夫吉
経 済 部 長	大 湯 幸 男
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋 藤 茂 樹
教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
平川診療所事務長	今 井 匡 己
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小 野 生 子
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小山内 功 治
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	對 馬 賢 也

**○議長（福士 稔議員）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

本臨時会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本臨時会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し、密閉空間とならないようにしております。御協力をお願いいたします。

なお、発言の際はマスクを着用しても結構でございます。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第2回平川市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、原田 淳議員及び13番、桑田公憲議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

先ほど、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程は、本日1日と決定されました。お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（福士 稔議員）** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第62号から議案第64号、並びに報告第2号から報告第4号の合計6件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第62号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案から議案第64号令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、並びに報告第2号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてから報告第4号専決処分した事項の報告についてまでの合計6件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

**○市長（長尾忠行）** おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回平川市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様

様におかれましては、大変御多忙の中、御出席をいただきましたこと、誠にありがたくお礼を申し上げます。

そしてまた、平素、皆様方には、市政の発展について、多大なる御指導、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

さて、国内において感染が拡大している新型コロナウイルスであります。本県においても26人の感染者が確認されております。現在、当市を含む弘前保健所管内では、感染者は確認されていないものの、いつ発生してもおかしくない状況であります。

新型コロナウイルスに関しては、4月7日の政府による緊急事態宣言、そして16日の実施区域の拡大、また24日には県知事から休業要請がなされるなど、短期間の間に非常に大きな動きがありました。

当市では、こういった動きを受けて市民生活を守るため、そして感染拡大を防止するため、スピード感を持って様々な対策に取り組んでいるところであります。

それでは、新型コロナウイルスに関するこれまでの当市の対応について、主なものを御報告いたします。

まず、新型コロナウイルスに関する総合的な相談窓口として、新型コロナウイルス感染症対策室を4月15日に立ち上げました。対策室には、昨日までの間に109件の相談や問合せが寄せられております。

また、マスクの供給不足に対応するため、市内の企業に布マスクの製造を委託し、市民1人当たり2枚を配布することとしました。現在、5月下旬の配布を目指し、準備を進めているところであります。

次に、緊急事態宣言の実施区域の拡大を受け、市内の小・中学校が4月21日より臨時休業となったほか、人が集まるイベントや各種事業につきましても、感染拡大を防止するため、中止や延期といたしました。

また、県知事からの休業要請を受けて、該当する公共施設につきましても、既に休業とさせていただいております。市民の皆様には、大変な御不便をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

このように、感染拡大の防止に向けた取組を進める一方で、市内の企業、個人事業者につきましても、新型コロナウイルスの影響による売上の減少など、経済面でも大きな影響を受けております。市では、こういった企業、個人事業者に対しましても、支援を行うこととし、補正予算を専決処分したところであります。

また、特別定額給付金につきましては、初回申請分に対する支払いを5月下旬には実施できるよう、準備を進めているところであります。

このように、新型コロナウイルスに関する情報が多岐にわたっていることから、新型コロナウイルス感染症に関する情報を一元化したチラシを、毎戸に配布することとしております。

引き続き、関係機関との連携を強化し、感染の拡大防止と経済対策の充実に努めてまいります。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げます。

議案第62号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して、傷病手当金を支給するため提

案するものであります。

議案第63号令和2年度平川市一般会計補正予算（第4号）案について、その提案理由を御説明いたします。

歳入歳出それぞれ31億5,260万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ208億3,443万3,000円とするため、提案するものであります。

補正の主な内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金事業費をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業費について計上しております。

まず、歳入の主なものでありますが、15款国庫支出金では、特別定額給付金の財源として特別定額給付金給付事業費補助金30億9,380万円、子育て世帯への臨時特別給付金の財源として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,476万円を新規計上するとともに、放課後児童クラブの備品購入費の財源として、子ども・子育て支援交付金530万4,000円を追加しております。

16款県支出金では、保育園等の備品購入費の財源として、保育対策総合支援事業費補助金386万4,000円を追加しております。

19款繰入金では、今回の補正で不足する一般財源として、財政調整基金繰入金1,440万9,000円を追加しております。

一方、歳出の主なものでは、2款総務費では、職員の自宅での勤務、いわゆるテレワークの環境整備のため、専用端末の導入費及びシステム改修費571万8,000円を新規計上しております。

3款民生費では、特別定額給付金30億9,380万円を新規計上したほか、放課後児童クラブの備品購入費補助金916万8,000円、子育て世帯への臨時特別給付金3,476万円を新規計上しております。

4款衛生費では、防護服、消毒液等の購入費や市民用マスクの郵送料など、合わせて654万9,000円を追加しております。

10款教育費では、図書消毒機購入費195万8,000円を追加しております。

以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

議案第64号令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億1,686万8,000円とするものであります。

補正の内容は、保険給付費に傷病手当金を追加するものであります。

報告第2号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し承認を求めるものであります。

専決第3号平川市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴う所要の改正を行い、令和2年4月1日から施行する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う所要の改正を行い、令和2年4月1日から施行する必要性が生じたた

め、専決処分したものであります。

専決第5号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額及び減額する基準を改め、令和2年4月1日から施行する必要が生じたため、専決処分したものであります。

報告第3号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについては、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分した事項について報告し承認を求めるものであります。

専決第1号令和元年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）については、当初予定していた保育間伐から搬出間伐に変更したことにより、立木売払い収入が発生したことから、歳入歳出それぞれ967万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,110万9,000円としたものであります。

専決第6号令和元年度平川市一般会計補正予算（第7号）については、主に令和元年度予算の予算整理として編成するため、令和2年3月31日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ1億4,758万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ206億3,390万4,000円としたものであります。

その内容であります。まず継続費では碓ヶ関小学校改築事業において、継ぎ足し単独分の財源を確保するため年割額を変更したほか、繰越明許費ではすこやか住宅支援事業において、工事が完了していない33件分、合計で1,140万円を追加いたしました。

次に、歳入であります。主なものとしまして、1款市税現年分として、市民税個人分6,002万7,000円、市民税法人分462万6,000円、固定資産税3,368万9,000円を追加いたしました。

6款地方消費税交付金では、交付決定により3,522万円を追加いたしました。

9款地方特例交付金では、保育料無償化の財源として、子ども・子育て支援臨時交付金2,273万9,000円を新規計上しました。

10款地方交付税では、特別交付税の交付決定により、5,493万3,000円を追加いたしました。

14款国庫支出金及び15款県支出金では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市内の放課後児童クラブや保育園における備品購入費の財源として、子ども・子育て支援交付金369万6,000円、保育対策総合支援事業費補助金263万6,000円をそれぞれ、追加しております。

17款寄附金では、ふるさと納税など4,366万3,000円を追加いたしました。

21款市債では、事業費の整理に伴い、1億9,860万円を減額いたしました。

以上が、歳入の主な内容であります。

一方、歳出の主なものであります。2款総務費では、ふるさと納税の返礼品等に係る報償費5,023万8,000円を減額いたしました。

また、今回の補正における一般財源の剰余分5億9,529万1,000円を公共施設等整備基金へ積立金として追加いたしました。

3款民生費では、市内の保育園や放課後児童クラブにおける備品購入費として、児童福祉施設感染症対策事業費補助金633万2,000円を新規計上しました。

6款農林水産業費では、平賀農村環境改善センター改修工事に係る工事請負費1,905

万4,000円を、7款商工費では、さるか荘及びふるさとセンター改修工事の工事請負費1,259万円を、8款土木費では、除雪委託料8,564万3,000円を、10款教育費では、碓ヶ関小学校改築工事に係る工事請負費7,662万5,000円を、11款災害復旧費では、設計等委託料、借上料など合わせて2,544万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

以上が、歳出の主な内容であります。

専決第7号令和2年度平川市一般会計補正予算（第1号）については、市民や児童生徒用のマスクを確保する必要があると判断し、マスクの確保と市内企業への経済対策として早急に事業を実施するため、令和2年4月10日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ2,004万2,000円を追加し、予算の総額を175億5,004万2,000円としたものであります。

歳入の19款繰入金では、財政調整基金繰入金2,004万2,000円を追加いたしました。

一方、歳出では、4款衛生費に、市民用マスクの製造委託料1,920万円、児童生徒用マスクの製造委託料84万2,000円、合わせて2,004万2,000円を新規計上しました。

専決第8号令和2年度平川市一般会計補正予算（第2号）については、特別定額給付金を速やかに給付できるよう、所要の事務費を予算編成し、令和2年4月22日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ3,178万8,000円を追加し、予算の総額を175億8,183万円としたものであります。

内容としましては、歳入、15款国庫支出金では、事務費の財源として3,178万8,000円を新規計上しました。

一方、歳出の主なものでは、3款民生費に、システム改修委託料300万円、人件費428万8,000円、申請書及び返信用封筒の印刷費などの需用費1,050万円、郵便料1,000万円などを新規計上しました。

専決第9号令和2年度平川市一般会計補正予算（第3号）については、地域経済の硬直化の懸念や一層の感染拡大防止を図るため、市内全ての事業者を対象に緊急支援事業を実施することとし、令和2年4月24日付で専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ1億円を追加し、予算の総額を176億8,183万円としたものであります。

まず、歳入、19款繰入金では、財政調整基金繰入金1億円を追加いたしました。

一方、歳出、7款商工費では、収入が減少し経営難に陥っている事業者を対象とした平川市内事業者緊急支援事業6,000万円、クラスター感染予防のため平川市内事業所クラスター感染予防対策事業4,000万円を新規計上しました。

報告第4号専決処分した事項の報告については、損害賠償額について専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上が、本日提出いたしました各議案の概要であります。

議員の皆様には、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御承認を賜りますよう、お願い申し上げます、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

**○議長（福士 稔議員）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5、議案の審議に入ります。



議案第62号から議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(福士 稔議員)** 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号は、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

議案第62号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

工藤竹雄議員。

**○15番(工藤竹雄議員)** 昨日の説明会で大方は分かりました。

しかし、今一番の問題となっているのが濃厚接触の関係であります。これについては自宅待機、いわゆる療養生活しなければならない。そうした体調管理の中で変化されたときには、いわゆるPCRなどの検査を行う。私そのときにはとくに、精神的な苦痛を与えてしまっているのではないかと。それから、例えば病院に搬送されて入院したとか、そういうことが報道機関によると多いわけです。ということは、入院して3日後からこれが適用になるんだ。そうでなくて、3日後でなくて即、適用されるのが正しいのではないかと私はそういうふうに思っているんです。

今、特に新型コロナウイルスの関係で特別な法改正だと思うんですけども、そういうような改正というものを私は実施してほしいというふうに思うんですけども、その辺どうでしょう。

**○議長(福士 稔議員)** 市民生活部長。

**○市民生活部長(一戸昭彦)** まず、3日ということですが、今回条例の改正案につきましては国から示された基準どおりに提案させていただきました。国の基準も社会保険等参考にして、3日という期限を設けて実施されたものと思います。

今回の傷病手当金の特徴といたしましては、感染した場合もしくは感染の疑いがある者も対象となります。例えば、感染した方は医療機関に行って入院とかになるんですけども、感染の疑いのある場合は必ずしも医療機関に行くものではございません。例えば、相談センターに相談して検査を受けてくださいとか、もしくは自宅待機という指示もあろうかと思えます。

実際、今回の傷病手当につきましては、例えば自宅で待機していて症状が収まってしまった。結果的には新型コロナウイルスとは全然関係なかったとなった場合でも、今回の場合は傷病手当の対象となりますので、必ずしも感染しない限りは払われないのではなく、実際家にいて治った場合でも対象となる制度でございますので、御理解をお願いいたします。

**○議長(福士 稔議員)** 工藤竹雄議員。

**○15番(工藤竹雄議員)** 一応、自宅療養したときでも該当するというこの意味で私捉えたんだけど、それについては間違いないですか。本当に。

今、相談者の関係でも今いろいろやると、これ報道機関でございますけれども、よく自宅で体調管理してどうのこうのと悪くなったと体調が変化した場合とかってあります。

先般の新聞でも特に高齢者の場合、相談して例えば陰性であっても1日、2日後にその状況をみていたところ変化して、そして運ばれて1日、2日で亡くなってしまったとそういうような報道も実際あるんです。

ですから私、これ言ったのが3日を経過した日からの期間ですから、本当にこれ今答弁あったように、自宅にいてそういう症状であっても可能であると、この条例には該当するんだとそういう解釈でいいのか、もう一度お願いします。

**○議長（福士 稔議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（一戸昭彦）** 自宅で待機でも対象となります。

申請書でも種類があるんですけども、例えば感染した場合は医療機関の記述でそれが分かるんですけども、疑いに関しましては、例えば休む前の状況とか事業主の方がそういった症状が出たり、どうのこうのと勤務状況を申請書に記して本人もそういった状況であったと、それが実際にそういう事実もあって労務に服することができなかったと、あと本人なり事業主のそういった記述を書く申請書となっております。自宅で治ってしまった場合、疑いがあった場合も、今回対象となるものでございます。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 関連しますので、議長許していただきたいと思います。これ何かというと、いいですか議長。

我が市の診療所についてお尋ねしたいんです。

**○議長（福士 稔議員）** 結構でございます。

**○15番（工藤竹雄議員）** ここでも風邪とかいろんな症状を持って、体温計で計ったら37.5度以上ありました。そういった場合もあるかと思うんですけども、今診療所の体制というのは、この新型コロナウイルスに関することについてはどういうふうな対応策というか、防護服的なものでも構わない。その点は、どういうふうに行っているのか教えていただきたいと思います。

**○議長（福士 稔議員）** 平川診療所事務長。

**○平川診療所事務長（今井匡己）** ただいまの御質問であります平川診療所をはじめ3診療所とも、先生と協議した上で今、現在としては新型コロナウイルスに感染した疑いのある方、電話でまず御相談いただくような方法を指導しております。そして、診療所に来られてしまった方、それに関しても駐車場で電話でやり取りをする。また、完全に個室に隔離をした状態で電話等でやり取りをするということで、できるだけ診療所施設内に入れない方法で診療する電話診療をとるように考えております。

**○議長（福士 稔議員）** 工藤竹雄議員。

**○15番（工藤竹雄議員）** 防護服等についてはどういうふうになっているのか。いろんな防護が、一応医療用のガウンとか、マスクとかって高機能の関係があると思うんですけども、それらのことについてもみんな予備として、備品として何着くらいあるのか。もしあるなら、それを着用して患者と対応すると思うんですけども、その点一つお願いしたい。

もう一点は、この前新聞にも出ました深浦町の診療所で一応疑いがあるということで、検査した結果が異常なかったとそういうふうなことで、疑いがあるときは直ちにとりような対策をとっているのかどうか。

○議長（福士 稔議員） 平川診療所事務長。

○平川診療所事務長（今井匡己） まず、防護服等が準備されているのかという御質問であります。平川診療所の場合であります。まず15着程度、フルフェースの頭から被って全身を覆うような防護服であったり、ゴーグルまたマスク等を準備しております。

また、疑わしい方が現れたかというお話ですが、数件問合せがございました。そうした場合は、帰国者・接触者相談センターのほうに御相談されるようにと促しております。

○議長（福士 稔議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第62号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決します。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号令和2年度平川市一般会計補正予算（第4号）案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第63号令和2年度平川市一般会計補正予算（第4号）案についてを採決します。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を議題とします。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

議案第64号令和2年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についてを採決します。

本案を、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6、報告案件に入ります。

報告第2号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて、及び報告第3号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについてを議題とします。

報告第2号中、専決第3号平川市税条例の一部を改正する条例、専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、専決第5号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの合計3件、及び報告第3号中、専決第1号令和元年度平川市広船財産区一般会計補正予算(第1号)、専決第6号令和元年度平川市一般会計補正予算(第7号)、専決第7号令和2年度平川市一般会計補正予算(第1号)、専決第8号令和2年度平川市一般会計補正予算(第2号)、専決第9号令和2年度平川市一般会計補正予算(第3号)までの合計5件については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分され、同条第3項の規定により、議会への報告並びに承認を要する案件でございます。

会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告第2号の専決3件及び報告第3号の専決5件については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定しました。

報告第2号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて専決3件を、会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論がある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 討論を終わります。

報告第2号中、専決第3号平川市税条例の一部を改正する条例、専決第4号平川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、専決第5号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の3件について一括採決します。

ただいまの専決3件について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、専決3件は、承認することに決定しました。

報告第3号専決処分した事項の報告並びに承認を求めることについて、専決5件を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、専決番号を告げてから、質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論がある方は、専決番号を告げてから、討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 討論を終わります。

報告第3号中、専決第1号令和元年度平川市広船財産区一般会計補正予算（第1号）、専決第6号令和元年度平川市一般会計補正予算（第7号）、専決第7号令和2年度平川市一般会計補正予算（第1号）、専決第8号令和2年度平川市一般会計補正予算（第2号）、専決第9号令和2年度平川市一般会計補正予算（第3号）の5件について一括採決します。

ただいまの専決5件について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、専決5件は承認することに決定しました。

報告第4号専決処分した事項の報告について、専決第2号損害賠償額の決定についてを議題とします。

報告内容については、先ほど市長から説明がありましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで終わります。

以上で、本臨時会に付議された案件は全部終了しました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和2年第2回平川市議会臨時会を閉会します。

午前10時56分 閉議及び閉会